

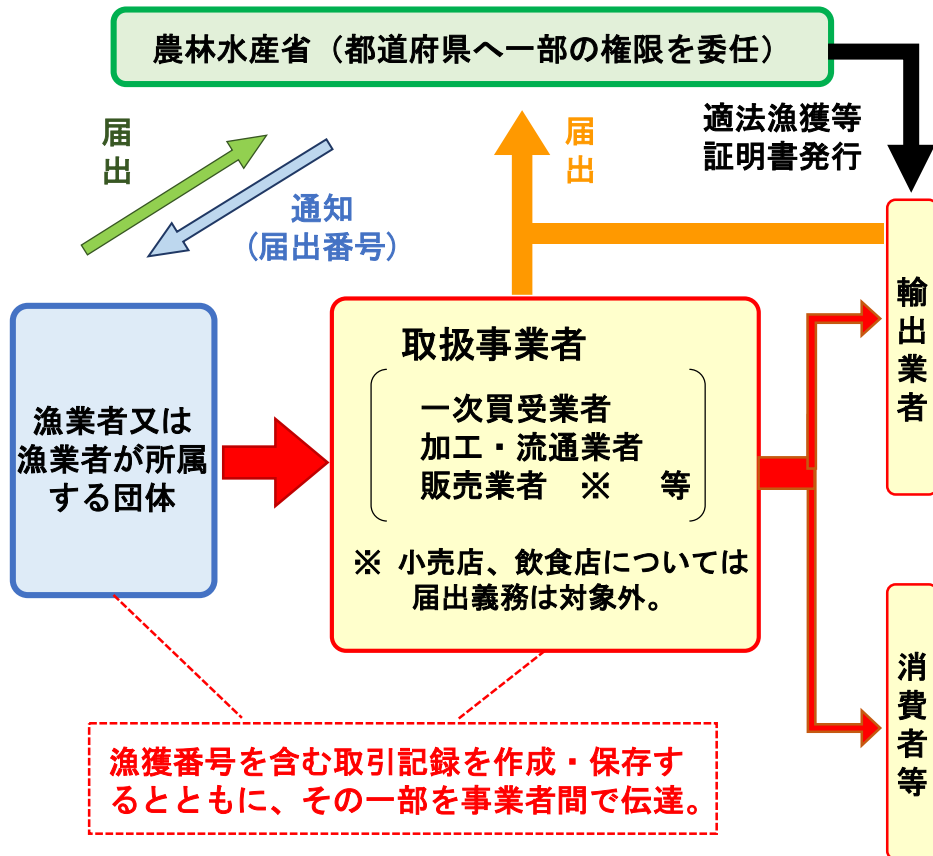
水産流通適正化法と支援策について

水産庁加工流通課

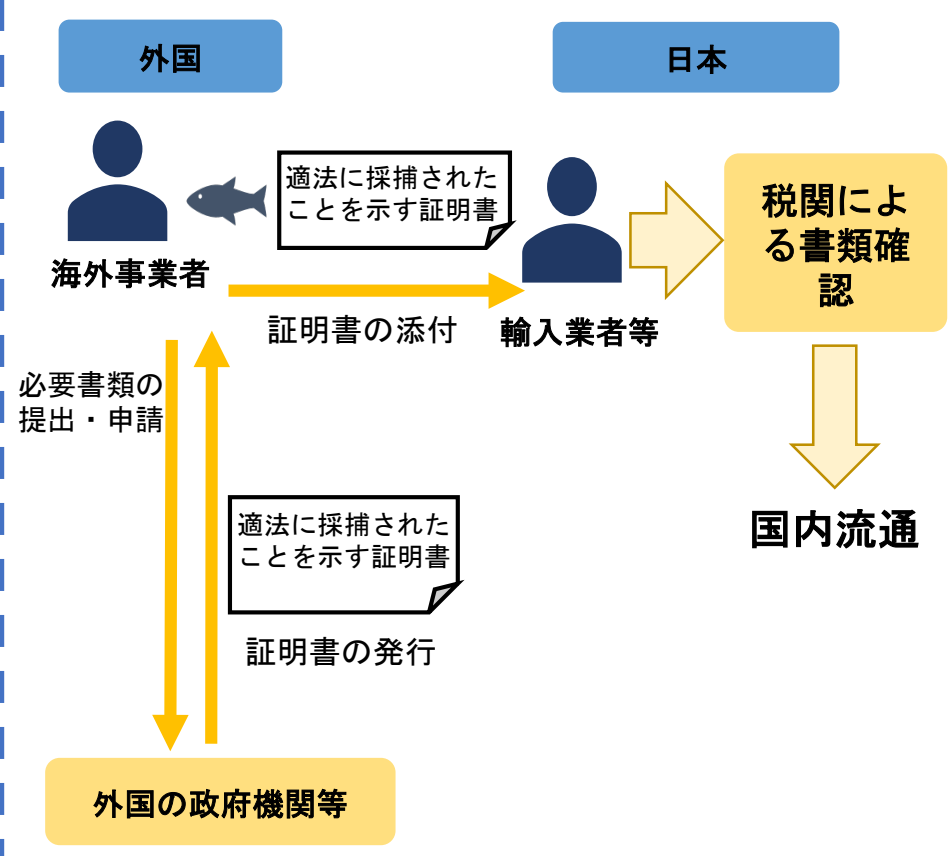
水産流通適正化制度の概要①

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第一種水産動植物)について、①漁業者等による行政機関への届出、②漁獲番号等の伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書の添付を義務付ける。
- 国際的にIUU漁業のおそれ大きい魚種(特定第二種水産動植物)等については、輸入時に外国の政府機関等発行の証明書等の添付を義務付ける。

特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



※ 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出入時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

水産流通適正化制度の概要②

I 国内における違法漁獲物の流通防止のための規制

(1) 漁業者等の届出

特定第一種水産動植物(国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種)の採捕の事業を行う者又はその者が所属する団体であって、当該特定第一種水産動植物等の譲渡しの事業を行おうとするもの(届出採捕者)は、当該採捕の事業が適法に行われるものである旨を行政機関に対し届け出なければならないこととともに、届出の際に通知される番号を含む漁獲番号を伝達の上、譲渡しを行うこととする。(第3条第1項・第2項)

(2) 情報の伝達

届出採捕者、一次買受業者、流通業者、加工業者等(特定第一種水産動植物等取扱事業者)は、名称、漁獲番号等の情報について事業者間で伝達しなければならないこととする。(第4条・第5条)

(3) 取引記録の作成・保存

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の譲受け又は譲渡しをしたときは、名称、重量又は数量、年月日、相手方の氏名、漁獲番号等の事項に関する取引記録を作成・保存しなければならないこととする。(取扱事業者も(1)と同様に届出を行う。)(第6条・第8条)

(4) 輸出の規制

特定第一種水産動植物等取扱事業者は、特定第一種水産動植物等につき、適法に採捕されたことを示す国が発行する適法漁獲等証明書を添付してあるものでなければ、輸出してはならないこととする。(第10条第1項)

II IUU漁獲物の流入防止のための輸入の規制

輸入の規制

特定第二種水産動植物(国際的にIUU漁業のおそれ大きい魚種)等については、適法に漁獲されたことを示す外国の政府機関等発行の証明書等を添付してあるものでなければ、輸入してはならないこととする。(第11条)

III 施行期日

「公布の日(令和2年12月11日)から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」とする。
(※ 漁業者等の届出に関しては、施行日前(6ヵ月前)から、事前の届出を可能とする。)

その他

施行までの期間において、伝達義務や取引記録義務に係る電子化に向けたシステムの開発など、現場での円滑な制度運用に向けた支援を講ずることを検討する。

水産流通適正化制度に係る支援策について

37 漁獲情報等デジタル化推進事業

【令和2年度第3次補正予算額 2,005百万円】

<対策のポイント>

改正漁業法の施行による漁獲報告の義務化に伴い、**漁獲情報を電子的に収集・提供**することを可能とするシステムの早期現場導入を支援します。また、水産流通適正化制度の円滑な実施に向け、関係する漁協等が**漁獲番号等**を簡便・迅速に伝達することを可能とするための電子システムの構築等を支援します。

<事業目標>

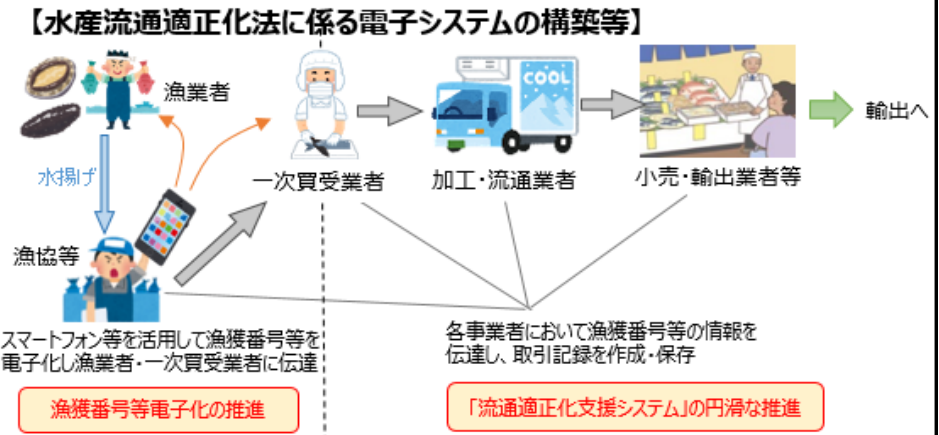
- 主要な漁協・市場からの漁獲情報を電子的に収集する体制を整備
- 特定第一種水産動植物の密漁件数を半減

<事業の内容>

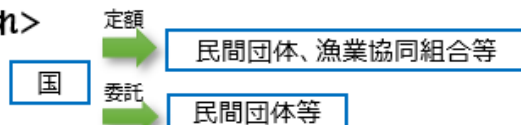
1. 漁獲情報デジタル化推進事業 1,750百万円
改正漁業法の施行による漁獲報告の義務化に伴い、生産現場の事務負担の軽減を図りながら、収集・蓄積したデータを資源評価等に利用可能とする**電子的情報収集・提供体制の整備**に向けたシステムを早期に現場導入するための経費を支援します。

2. 水産流通適正化法に係る電子システム対策事業 255百万円
① 水産流通適正化制度の円滑な実施に向け、関係する**漁協等が漁獲番号等**を簡便・迅速に伝達することを可能とするための電子システムの構築等を支援します。
② 都道府県単位で創設する関係者協議会に対し、当該協議会が行う**水産流通適正化制度の事業者等に対する説明会等を通じた周知・普及啓発、取引実態に即したルールの整備とその普及等の取組**を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



水産流通適正化制度の普及に係る支援策について

- 水産流通適正化法の対象魚種となる特定の水産動植物の流通にあたっては、漁獲番号の伝達、記録の保存等が必要となるが、制度の円滑な施行に向け、各地域において制度の理解を深め、実行的かつ適正な取組をできるようにすることが必要。
- 当該制度は漁業者のみならず、加工業者・流通業者・小売業者等、多くの事業者の協力が必要であることから、関係者の間で認識を共有し、協力して取り組む体制を構築する必要。
- そのため、**都道府県単位で、都道府県、漁業協同組合等を中心に、漁業者、加工・流通業者、市町村、有識者等を構成員とした協議会を構成し、国はその運営に対して支援を行う。**

協議会を構成

都道府県に事務局を設置

都道府県

漁業協同組合等

漁業者

小売業者

加工・流通業者

有識者

市町村

協議会の業務

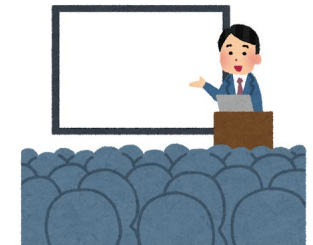
- 水産流通適正化制度の対象となる事業者等に対する説明会等を通じた周知・普及啓発
- 現地調査等による取引実態の把握
- 取引実態に即したルールの整備とその普及
- 産地市場の取組に対する各種支援・助言 等

産地市場

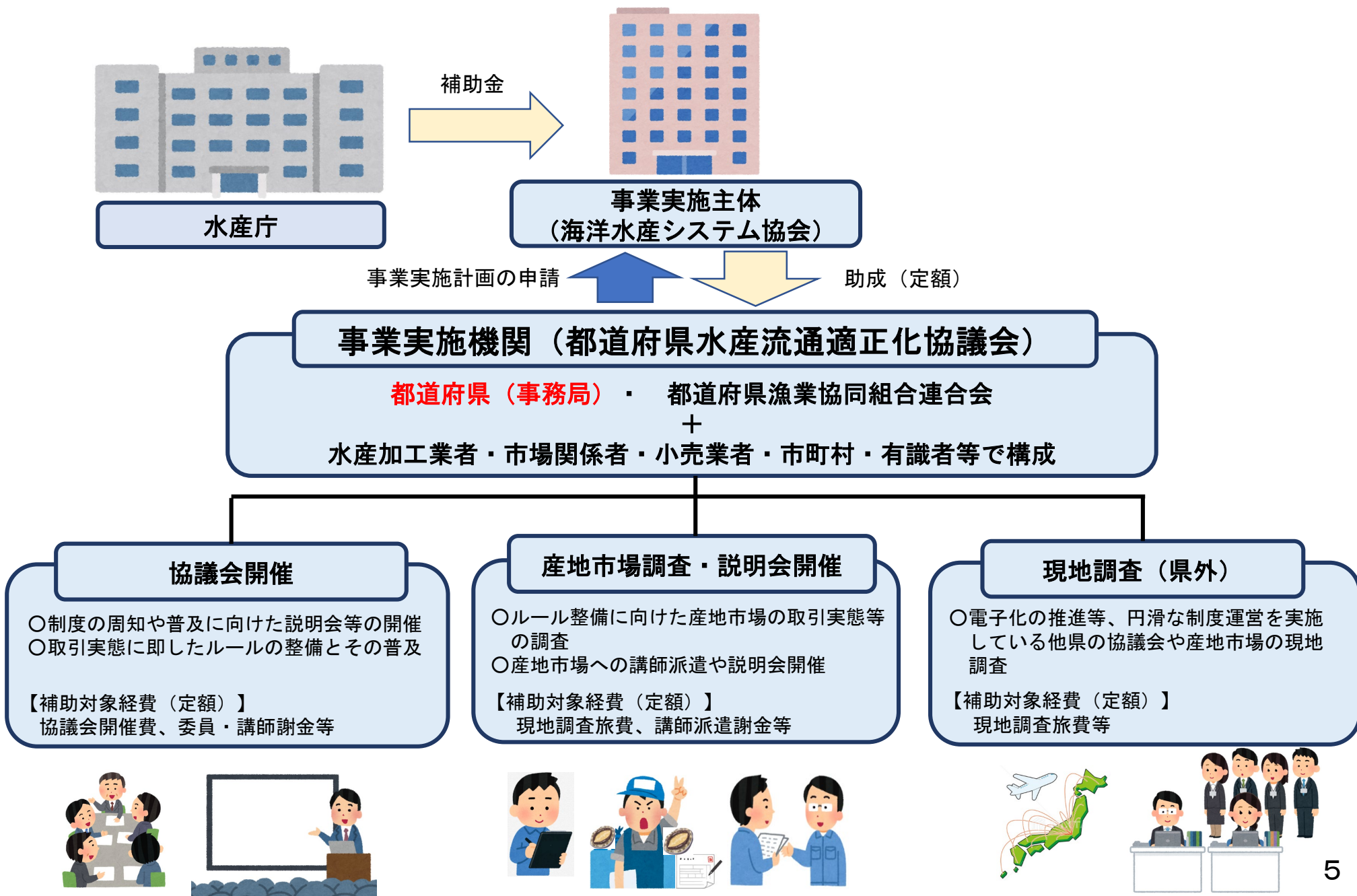
協力・支援

産地市場で想定される検討事項

- 集荷から競り、出荷までの手続きの確認とルールの整備
- 漁獲番号の付与・伝達等の履行方法の確認
- 電子システムの導入 等



水産流通適正化協議会に係る支援のスキーム



都道府県に取り組んでもらいたいこと

- ① 県域の関係事業者と調整し、水産流通適正化協議会の設立に向けた検討
- ② 事業活用する場合は、協議会を設立し、事業実施計画書を提出（都道府県が協議会の事務局を務める）
- ③ 協議会設立後は、制度の対象となる県域の事業者等に、説明会等を通じて制度の周知及び普及啓発
- ④ 現地調査等により、産地卸売市場の取引や流通実態を把握するとともに、制度実施に当たっての取引ルールを整備
例：市場経由の有無、主な流通経路
市場ごとに取引単位や重量の取扱いが異なる
（kg単位と個単位）
（計測した重量から水分含有量等を一律差し引く場合とそのままの場合）
漁獲番号等の記載方法、伝達方法